

## 別表六（六）付表の記載の仕方

1 この明細書は、法人が次に掲げる規定の適用を受ける場合（措置法第42条の13第1項又は第3項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合及び措置法第42条の13第3項の規定を令和2年改正法附則第116条第2項（第16条の規定による改正に伴う法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）又は令和2年改正法附則第136条第14項（第23条の規定による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えて適用する令和2年改正法附則第116条第2項において準用する場合を含みます。）の規定により次に掲げる規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

- (1) 措置法第42条の6第3項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の4第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定
- (2) 震災特例法第17条の2第3項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の2の2第3項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の2の3第3項（避

難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

- (3) 令和5年改正前の措置法第42条の6第3項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の4第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定
- (4) 令和4年改正前の措置法第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定
- (5) 令和3年改正前の措置法第42条の9第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は令和3年改正前の震災特例法第17条の2第3項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の2の2第3項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の2の3第3項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定
- (6) 平成31年改正前の震災特例法第17条の2第3項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

2 「調整前法人税額超過構成額2」の各欄には、別表六（六）「6」の金額が措置法第42条の13第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前法人税額超過額を構成する部分の金額を記載します。